

新居浜工業高等専門学校における学内規則の制定等に関する取扱い内規

平成 13 年 4 月 20 日内規第 1 号

(趣旨)

第 1 条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学内規則の種類，制定等に関しては，他に別段の定めがあるもののほか，この内規の定めるところによる。

(種類)

第 2 条 学内規則は，学則，規則，規程，細則及び要項に分類する。

(学則)

第 3 条 学則は，新居浜工業高等専門学校学則とする。

2 学則は，校長が，運営会議の議を経て定める。

(規則)

第 4 条 規則は，本校の管理運営に関する重要事項について，校長が，運営会議の議を経て定めるものとする。

(規程)

第 5 条 規程は，学則若しくは規則又は法令等に基づき，校長が定めるものとする。

(細則)

第 6 条 細則は，学則，規則又は規程を実施するために，校長又は事務部長が定めるものとする。

(要項)

第 7 条 要項（内規等を含む。）は，規則，規程又は細則を実施するために，校長，事務部長又は課長が定めるものとする。

(総務課の審査)

第 8 条 学内規則を定めようとするときは，その案について，あらかじめ総務課で審査を受けなければならない。

(周知)

第 9 条 学内規則を定めた場合は，掲示その他の方法により，学内に周知させるものとする。

附 則

この内規は，平成 13 年 4 月 20 日から施行し，平成 13 年 4 月 1 日から適用する。